



2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社クミカ
代表者名 代表取締役社長 飯島 弘徳
(コード 8 8 8 7 ・ スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 経営企画室長・管理部長
菅野 正則
電話 0 3 - 5 8 0 1 - 0 7 1 2

「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、2024年12月2日付「株式会社クミカと株式会社シーラテクノロジーズの経営統合に係る株式交換契約締結並びに商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社シーラテクノロジーズを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、2025年6月1日付の効力発生を予定しております。

これを受け、株式会社東京証券取引所は、当社が実質的存続会社ではないと認められることから、有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 5 号 a の規定により、本日付で「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入り（猶予期間は 2025 年 6 月 1 日から 2029 年 5 月 31 日まで）を公表しております。

当社が、上記の猶予期間中に新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を申請し、かかる基準に適合すると認められた場合には、猶予期間が解除され、当社の上場は維持されることになります。一方で、猶予期間内に当該基準に適合しない場合には、上場廃止となるおそれがあります。

当社は、今後見込まれる新規上場に準じた審査を通過できるよう、2025 年 6 月 1 日からの新経営体制（同日付で株式会社クミカから株式会社シーラホールディングスに商号変更）の下で最善を尽くしてまいります。

株主の皆様、関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のうえ、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上